

学校給食費の減額について

学校給食費の減額とは



お子様がけがや病気、その他の理由により14日以上連続して学校給食を受けることができない場合、減額の対象となります。

※学校へ連絡をいただいた翌日以降から減額の対象となります。

詳しくは、下段の「減額Q & A」をご覗ください。

減額の手続き方法等について



学校にご用意してある「学校給食費減額連絡票」を、学校へ提出してください。

(教育委員会事務局のホームページからもダウンロードできます。)

また、学校給食費減額連絡票の記入例については、右面をご覗ください。

減額の計算について



1年間に実施する給食回数から減額の対象となる期間の給食実施回数を除き、給食費を計算します。なお、計算した給食費については、「学校給食費徴収額変更通知書」にてお伝えしますのでご確認ください。

★ 減額 Q&A ★

学校給食を受けることができない期間に土日祝日は含めるの?

◎土・日・祝日を含みます。

その他の理由は、どんなの?

◎海外への長期滞在(一時帰国)などで、学校をお休みされる場合です。

風邪で欠席した場合は、減額になるの?

◎突然的な1日や2日のお休みは、減額の対象とはなりません。



電話で学校に連絡をしたけど、書類の手続きが遅れた場合はどうなるの?

◎電話で連絡した場合は、電話をかけた日を申請日とし、その翌日から減額の対象とします。ただし、後日、学校へ学校給食費減額連絡票の提出をお願いします。

学校給食を受けることができない期間が変更になる場合は、どうするの?

◎学校へ期間の変更の連絡をしてください。学校にて、期間変更の手続きをとります。ただし、一旦申請していた期間が終了し、再度減額の申請をする場合は、学校給食費減額連絡票の提出をお願いします。